

## 2021 年度税制改正法が成立

DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する企業への税優遇を盛り込んだ 2021 年度税制改正大綱の関連法が、去る 3 月 26 日に可決、成立しました。

コロナ禍での取りまとめとなった今回の税制改正では、新型コロナウイルスによって収入を減らした人への経済支援のため、様々な税優遇の延長拡充が盛り込まれています。



また経済資源の集約化というテーマのもと、中小企業の再編統合を促す制度が新設されました。

### DX推進に税優遇

コロナ禍で顕在化したデジタル化の遅れを解消するために、DXに対する税優遇を設けます。

具体的には、データを社外に蓄積して利用する「クラウド」サービスの導入などを行った企業への税優遇が設けられます。

### 住宅ローン減税の特例期間の延長

個人向けとして、住宅ローンの残債の一部を税金から差し引ける「住宅ローン減税」について、2019 年 10 月の消費増税対策として導入された特例を、新型コロナ対策として引き継いで延長されました。

新築住宅は 2021 年 9 月末、マンションや中古住宅は同 11 月末までに契約することを条件に、2020 年末までとしていた入居期限を 2022 年末まで延長したほか、対象となる床面積が「50 平方メートル以上」となっていたものが「40 平方メートル以上」に拡大されました。ただし床面積の緩和には所得制限も併せて盛り込まれています。

### 「自社株 M&A」の買い手への優遇を新設

中小企業の再編統合に向けて、現金ではなく自社株を対価とする「自社株 M & A」について、買い手への優遇が新設されます。

買収対価の 80% 以上が自社株であるときは、その譲渡益に対する課税を繰り延べる税制が設けられました。さらに新たに「経営資源集約化税制」を導入し、M & A時に買い手側が買収費用の一部を準備金として積み立てた時に、これを税務上の損金に算入できるようにします。

### エコカー減税等の期限延長

自動車関連として、燃費の良い車を対象に自動車重量税を減免する「エコカー減税」について、2021 年 4 月となっていた期限が 2 年延長されます。一方で対象車を絞り込み、税優遇を適用する燃費基準が 4 割程度厳しくなります。その結果、新しい基準の 6 割を下回るガソリン車やハイブリッド車は、減税の対象から外れることとなります。

さらに次世代自動車として一律免税になっていたクリーンディーゼル車は電気自動車に比べて環境性能に劣るとして、経過措置が設けられるものの、原則としてガソリン車と同じ扱いになりました。また 2020 年から導入された「環境性能割」では、消費増税に伴う時限措置として導入された軽減税率が新型コロナウイルス対策に引き継がれ、2021 年 12 月末まで 9 カ月延長されます。

### 社債活用の節税策を規制

オーナー企業に関係のある改正としては、同族会社が発行する社債の利子にかかる所得税について、別法人を挟んで税負担を抑える節税策にフタがされました。

同族会社の自社株 5 割超を保有する経営者が、その社債を引き受けて利子を受け取った場合、その所得は

雑所得や給与所得などと合算され、最高税率 45%の総合課税が適用されますが、両者の間に別の同族会社を挟むことで自社株保有割合5割の要件をパスすれば、同じ額の利子を受け取っても、一律 20%の分離課税で済むという「抜け道」がこれまでありました。

しかし、今回の税制改正ではこの節税策について、別法人を間に挟んでいたとしても、最高 45%の総合課税が適用されることとなりました。利子だけでなく、社債の償還金についても総合課税の対象となります。

### **贈与の非課税特例は延長**

子・孫への教育資金の一括贈与を非課税にする特例の期限が、2023 年 3 月末まで 2 年延長されました。ただし、同時に適用要件の厳格化が行われています。

これまでは、贈与した側が死亡した時点で使い残しがあった時には、

- ①受贈側が 23 歳未満、
- ②学校等に在学している、
- ③教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している

——のいずれにも該当しないと、贈与から 3 年以内の死亡であれば残額が持ち戻されて相続税の対象となっていたが、この3年縛りが撤廃され、上記のいずれかの条件を満たさないと、どれだけ前の一括贈与であっても相続財産に持ち戻されることとなりました。

併せて、これまでは持ち戻しの結果として孫やひ孫に相続税が課されても、2割加算ルールの対象外だったところが、今後は原則どおり法定相続人以外への財産引き継ぎとして2割加算の対象となります。

同様に結婚・出産・育児資金の一括贈与の特例についても 2 年延長された上で、孫やひ孫に相続税が課される時は 2 割加算されることが決まりました。なお民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、受贈側の年齢要件が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられることも盛り込まれています。

なお、住宅取得資金の一括贈与の特例については、新型コロナ対策として、非課税枠が据え置かれます。耐震などに優れた住宅は 1500 万円、一般住宅は 1 千万円が非課税上限となります。

\* 詳細はこちらから、ご確認いただけます。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei21\\_pdf/zeisei21\\_all.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_all.pdf)